

立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

傍聴席に入ることができない者の規定を変更するため。

立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会傍聴規則（昭和56年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第8条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1)～(6) ……略……</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第8条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1)～(6) ……略……</p> <p><u>2 12歳以下の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、教育長の許可を受けたときは、この限りでない。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。